

〔特殊公務災害・国際緊急援助活動特例災害関係〕
 障害補償年金請求書
 障害特別支給金申請書
 障害特別援護金申請書
 障害特別給付金申請書

[illegible]

1 関被 災 職 員 に	所属団体名	フリガナ 氏 名
	所属部局名	年 月 日生 (歳)
	職 名 ☐ 常 勤 ☐ 令第1条職員	負傷又は発病の年月日
		年 月 日 治ゆ年月日 年 月 日

2 障害の部位及びその程度	
---------------	--

3 既存障害とその程度	
-------------	--

4 障 害 等 級	第 級 第 号
-----------	---------

5 障害補償年金請求金額	(平均給与額)	(日数)	(1+割増率)	
	円	×	$\times \left[1 + \frac{\quad}{100} \right]$	= 円

6 他 法 年 金 の 受 給 関 係	☐ の被保険者であった。	☐ 被保険者ではなかった。
---------------------	-------------------------------------	--------------------------------------

7	障害特別支給金 障害特別援護金	申請金額等	障害特別支給金	円	傷病特別支給金の受給の有無 □ 有 □ 無
			障害特別援護金	円	

8	障 害 特 別 給 付 金 算 申 請 金 額 の 計 算	(平均給与額)	(日数)	(1 + 割増率)			
		(A)	円	×	×	$\left[1 + \frac{\quad}{100} \right] \times \frac{20}{100} =$	円
			(日数)				
		(B)	1,500,000 円	×	$\frac{\quad}{365}$	=	円

9 障害特別給付金申請金額	円
---------------	---

送金希望口座等	10	☐ 公金受取口座を利用する (本請求(申請)書に記載の個人番号を利用して公金受取口座との情報連携を行うことに同意する。)		
		☐ 任意の口座を指定する		
		金融機関名	本支店等名	口座種別 ☐ 普通 ☐ 当座
		口座番号	口座名義人 氏名(フリガナ)	
		☐ その他		

※ 受 理	所 属 部 局	任 命 権 者	基 金 支 部
(到達した年月日)	年 月 日	年 月 日	年 月 日

* 年金決定年額	法第30条の制限 ☐ 有 ☐ 無	* 通 知	年 月 日
	円	* 年金証書の番号	第 号

* 決 定 金 額	特 別 支 給 金	円	* 障 害 等 級	第 級 第 号
	特 別 援 護 金	円	* 年 金 支 給 開 始 年 月 特 別 給 付 金	年 月
	特 別 給 付 金	円		

＊ 特殊公務災害 国際緊急援助 活動特例災害	☐ 該当	☐ 非該当	＊ 特別支給金の支払 特別援助金	年 月 日
------------------------------	-----------------------------	------------------------------	---------------------	-------

〔注意事項〕裏面参照。

〔注意事項〕

- 1 この請求（申請）書は、特殊公務災害又は国際緊急援助活動特例災害による障害補償年金、障害特別支給金、障害特別援護金及び障害特別給付金を請求（申請）する場合に用いること。
- 2 請求（申請）者は、＊印の欄には記入しないこと。また、該当する□にレ印を記入すること。
- 3 個人番号は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号を記入すること。
- 4 「3 既存障害とその程度」の欄は、新たに既存の障害の程度を加重した場合にのみ記入するものとし、既存障害について障害補償を支給された場合は、その該当する障害等級を明記すること。
- 5 「5 障害補償年金請求金額」の欄の「割増率」は、障害等級第1級の場合は100分の40、第2級の場合は100分の45、第3級以下の場合は100分の50であること。
- 6 「6 他法年金の受給関係」の欄は、請求する障害補償年金と同一の事由により地方公務員災害補償法施行令（昭和42年政令第274号。以下「令」という。）附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_____の被保険者であった。」を選択するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額及び支給開始年月等を記載した書類を添付すること。ただし、基金が情報提供ネットワークシステムを利用することによりその事実を確認できるときは添付する必要はないこと。また、この請求書に係る年金の支給決定後に令附則第3条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書面で報告すること。
- 7 「7 障害特別支給金
障害特別援護金 申請金額等」の欄の「傷病特別支給金の受給の有無」は、同一の傷病に係る傷病特別支給金についての受給の有無を選択すること。
- 8 「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の「割増率」は、5の例により記入すること。なお、令第1条に規定する職員に係るこの欄の記入については、別に定めるところによること。
- 9 「9 障害特別給付金申請金額」の欄には、「8 障害特別給付金申請金額の計算」の欄の（A）の金額（（A）の金額が（B）の金額を超える場合には、（B）の金額）を記入すること。
- 10 「10 送金希望口座等」の欄は、公金受取口座への送金を希望する場合は、送金先金融機関名等の口座登録情報を記入する必要はないこと。
- 11 「平均給与額算定書（2号紙）」には、この請求に係る平均給与額についての算定内訳を記入すること。
- 12 この請求書には、災害が地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第46条の特殊公務災害又は令第10条の国際緊急援助活動特例災害に該当するものであることを証明する書類、治癒の時期の決定及び障害等級の決定に必要な医師の診断書、X線写真その他の資料を添付すること。
- 13 年月日の記載には元号を用いる。